様式第１号（第７条関係）

**補　助　金　交　付　申　請　書**

　　令和　　　年　　月　　日

　（宛先）姫　路　市　長

（申 請 者）　（〒　　　－　　　　）

住　　所

氏　　名

電話番号

令和　　　年度において、危険ブロック塀等撤去事業を下記のとおり実施したいので、補助金

　　　　　　　　　円を交付願いたく姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

　１　事業の内容　　　危険ブロック塀等の撤去工事

　２　事業の着手年月日　　　令和　　　年　　月　　日　（契約予定日）

　　　事業の完了年月日　　　令和　　　年　　月　　日　（支払完了予定日）

　３　添付書類

　　　□　ブロック塀等撤去工事概要書（様式第２号）

　　　□　ブロック塀等点検表（様式第３号）

　　　□　付近見取図

　　　□　現況概略図（撤去するブロック塀等の寸法が明記された配置図等）

　　　□　現況写真（ブロック塀等の全景、高さ及び点検表の不適合部分が判別できるもの）

　　　□　撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）

　　　□　ブロック塀の所有者であることが分かる書類（建築物の登記事項証明書など）

　　　□　暴力団排除に関する誓約書

　　　□　補助金交付に係る誓約書（様式第４号）

　　　□　相手方登録申出書

　　　□　委任状（申請者以外の方が窓口に申請する場合）

　　　□　同意書等（必要な場合）

様式第２号（第７条関係）

**ブ ロ ッ ク 塀 等 撤 去 工 事 概 要 書**

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック塀等の所在地（地番） | 姫路市 |
| ブロック塀が附属する建物の形態種別※該当項目にﾁｪｯｸ | １　□個人が所有する住宅　　　□小学校が定める通学路に面している　　　□小学校から500m以内の道路等(当該校区内にあるもの)に面している　　　□戸建住宅　　　　□住宅以外の用途に供する部分がない又は住宅以外の用途に供する部分の床面積が全体の床面積の１／２未満　　　　□住宅部分を賃貸の用に供していない　　　□長屋　□共同住宅　　　　□住宅以外の用途に供する部分がない又は住宅以外の用途に供する部分の床面積が全体の床面積の１／２未満　　　　□過半の住戸数を賃貸の用に供していない |
| ２　□幼稚園　　　□保育所等　　　□認定こども園　　□所管課にて対象施設を確認済み　（所管課名　　　　　　　　　　　） |
| ３　□社会福祉施設等（保育所等及び認定こども園除く。）　　　別表に定める施設区分名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□所管課にて対象施設を確認済み　（所管課名　　　　　　　　　　　） |
| 補助対象経費 | 補助対象となる撤去工事の見積金額　　　金　　　　　　　　　　　円（税抜き） |
| 補助対象経費の３分の２ | 上記の見積金額（税抜き）×２／３　　　金　　　　　　　　　　　円…（ア）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円未満切捨て） |
| 補助対象部分の施工面積 | 　①延長　　　　　ｍ×高さ　　　　　ｍ＝　　　　　　㎡　②延長　　　　　ｍ×高さ　　　　　ｍ＝　　　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　（小数第二位を切捨て、小数第一位まで記入） |
| 施工面積による限度額 | 　　　　　㎡（施工面積）×10,000円＝　金　　　　　　　　　　　円…（イ） |
| 補助限度額 | １　□個人住宅　　　　　　　　　　　　　　　200,000円２　□幼稚園、保育所等又は認定こども園　　　900,000円　　　………（ウ）３　□社会福祉施設等　　　　　　　　　　　1,600,000円 |
| 補助申請額 | （ア）（イ）（ウ）の中で一番少ない額　　金　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 |  |

様式第３号（第７条関係）

**ブ ロ ッ ク 塀 等 点 検 表**

□　コンクリートブロック塀の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 |
| 適合 | 不適合 |
| ① | 塀の高さ | 地盤から2.2ｍ以下である。 |  |  |
| ② | 塀の厚さ | 高さ２ｍを超える塀で15cm以上である。 |  |  |
| 高さ２ｍ以下の塀で10cm以上である。 |
| ③ | 控壁（塀の高さが1.2ｍを超える場合） | 塀の長さ3.4ｍ以下ごとに、塀の高さの１／５以上突出した控壁がある。 |  |  |
| ④ | 基礎 | コンクリートの基礎がある。 |  |  |
| ⑤ | 傾き、ひび割れ等 | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。 |  |  |
| 【以下の項目は、項目①～⑤の全てが「適合」の場合のみチェック】 |
| ⑥ | 鉄筋 | （塀の壁内）直径９mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。（控壁の壁内）直径９mm以上の鉄筋が配筋されている。 |  |  |
| ⑦ | 基礎（塀の高さが1.2ｍを超える場合） | 基礎の丈が35cm以上、根入れ深さが30cm以上ある。 |  |  |

※⑥及び⑦の項目は図面等でチェック

□　組積造の塀の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 |
| 適合 | 不適合 |
| ① | 塀の高さ | 地盤から1.2ｍ以下である。 |  |  |
| ② | 塀の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の１／10以上ある。 |  |  |
| ③ | 控壁 | 塀の長さ４ｍ以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の1.5倍以上ある。 |  |  |
| ④ | 基礎 | コンクリートの基礎がある。 |  |  |
| ⑤ | 傾き、ひび割れ等 | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。 |  |  |
| 【以下の項目は、項目①～⑤の全てが「適合」の場合のみチェック】 |
| ⑥ | 基礎 | 根入れ深さが20cm以上ある。 |  |  |

※⑥の項目は図面等でチェック

様式第４号（第７条関係）

**補 助 金 交 付 に 係 る 誓 約 書**

　姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第７条に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、私は、下記のとおりであることを誓約します。

　なお、いずれかに該当しないことが判明した場合は、同要綱第１６条に基づき、補助金の交付を取り消されることを確認しました。

記

一　撤去するブロック塀等は、私が所有するものであり、撤去後に他の共有者や利害関係者との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。

一　撤去工事後、新たに不適法なブロック塀等は設置しません。

一　建築基準法第４２条第２項に規定する道路内のブロック塀等を撤去する場合は、その全てを撤去し、みなし道路内には新たな塀等を設置しません。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）を遵守します。

一　撤去工事に際して、道路等の占用手続が必要な場合は、所定の手続を行います。また、撤去工事中は、道路等の通行人の安全確保に努めます。

一　近隣説明を行い、周辺住民とトラブルのないように撤去工事を行います。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名